

答申第 781 号

諮問第 1301 号

件名：発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 23 年 4 月 25 日、同年 5 月 23 日、同年 6 月 8 日、同年 7 月 25 日、同年 12 月 2 日、平成 24 年 1 月 6 日及び同年 2 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が平成 23 年 12 月 15 日、同月 21 日、平成 24 年 1 月 17 日及び同年 2 月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、10 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容が同一又は類似しており、決定内容も同一であることから、実施機関は、10 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条には、講ずべき障害者施策の基本的方向性を定める障害者基本計画の策定が義務付けられており、このうち障害のある子どもについては「個別の支援計画」を策定することとしている。

前記の法律を受けて、愛知県立学校（以下「県立学校」という。）のうち、愛知県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）においては、個別の教育支援計画を策定した上で指導計画を作成している。

一方、特別支援学校以外の県立学校においては、個別の支援計画及び指導計画の作成は義務付けられていないが、学校によっては、指導記録のみならず、個別の教育支援計画及び指導計画の作成を行っているところもある。

別表の分類 1（以下「分類 1」という。同表の分類 2 以下も同様とする。）から分類 10 までに係る行政文書として、個別の教育支援計画及び指導計画について説明し、分類 1 から分類 3 まで及び分類 5 から分類 9 までに係る行政文書として、指導記録について説明する。

ア 個別の教育支援計画及び指導計画について

個別の支援計画は、障害のある子どもなど、支援が必要な者に対して、ライフステージを通じた一貫した支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画であり、そのうち、学齢期において、教育機関が中心となって策定するものが個別の教育支援計画である。

個別の教育支援計画は、県立学校等において、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について策定する計画である。

なお、個別の教育支援計画を除く個別の支援計画は、教育機関で策定せず、取得もしていないため、県立学校はいずれも個別の教育支援計画を除く個別の支援計画を管理していない。

特別支援学校幼稚部、小学部・中学部及び高等部の学習指導要領等において作成が義務付けられている個別の指導計画は、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応して、教育目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画である。

個別の教育支援計画の策定及び指導計画の作成は、県立学校において行われており、そのうち特別支援学校においては全ての幼児児童生徒について、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においては必要に応じて幼児児童生徒について行われているものである。

個別の教育支援計画には、幼児児童生徒の氏名、学校名、性別及び生年月日、担任氏名、家族構成、家庭環境、入学前の情報、本年度まで

の情報、医療機関との相談記録、幼児児童生徒や家族の希望、関係機関の具体的支援・連携等が、幼児児童生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{きたん}のない意見も交えながら、幼児児童生徒ごとに具体的かつ詳細に記載されている。

個別の指導計画には、幼児児童生徒の学校名、学年及び氏名、作成者の氏名、長期目標、支援の手だて、指導の目標、幼児児童生徒の特徴的な言動、主な指導場面、具体的支援、幼児児童生徒や家族の願い及び相談内容、評価等が、幼児児童生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{きたん}のない意見も交えながら、幼児児童生徒ごとに具体的かつ詳細に記載されている。

イ 指導記録について

分類1から分類3まで及び分類5から分類9までに係る行政文書には、県立学校が作成又は取得した、発達障害等を有すると考えられる生徒に対する指導記録（以下「指導記録」という。）がある。

発達障害等の診断を受けた生徒や特別な指導を必要とする生徒が愛知県立高等学校（以下「高等学校」という。）に在籍している場合、当該在籍クラスの担任教諭は、当該生徒の適切な対応や周囲の生徒への指導等のため、当該生徒の日常の状況や特徴的な言動、保護者からの依頼や情報提供、教育相談担当や主治医等の関係機関からの助言、当該医療機関名などを記録する指導記録を、任意の様式で作成する。

指導記録には、生徒の学年、クラス、出席番号、氏名、学校名及び性別、家族構成、入学前の情報、本人の状況、対応（スクールカウンセラーの所見を含む。）、家族の状況、日常の状況や特徴的な言動、生徒や家族の希望、医療機関との相談記録、関係機関の具体的支援・連携等が、生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{きたん}のない意見も交えながら、生徒ごとに具体的かつ詳細に記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書には、幼児児童生徒の氏名、性別、学年、学校名、生年月日及び現住所、家族構成、家庭環境、入学前の情報、本年度までの情報、障害の種類及び程度、行動等の特徴、健康状態、学習状況、身辺処理能力並びに手帳の有無、作成者、保護者及び担任の氏名、医療機関との相談記録、関係機関の具体的支援・連携、相談指導記録、長期目標、支援の手だて、指導の目標、主な指導場面、具体的支援、幼児児童生徒や家族の願い、相談内容及び理由、学校の所見等が記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。よって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件行政文書はいずれも、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イに該当しない。また、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書はいずれも、障害を有する実在の幼児児童生徒の特徴的な言動、健康、家庭環境、願い、保護者の希望及び相談内容、関係機関の具体的支援・連携・評価等の観点から観察した障害の実態等が、幼児児童生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚きたんのない意見も交えながら、具体的に記載されている。例えば、他の幼児児童生徒から具体的なからかいを受けたことや嫌がらせを受けたこと、あるいは当該幼児児童生徒の自傷行為等の具体的内容が記載されていたり、当該幼児児童生徒の対応に疲れ果てた保護者が、心を許している教員の前で、自己の育て方を責め、この前から逃げ出したいなどといった心情をありのままに記載しているものもある。

よって、本件行政文書に記載されている内容は、幼児児童生徒本人及びその保護者が、通常他人に知られたくないと考える内容が記載されていることから、特別支援教育以外の目的で第三者に提供されることを想定していない性質のものである。にもかかわらず、仮に本件行政文書が公となれば、幼児児童生徒本人の自尊心が傷つけられ、意欲や向上心を失うおそれがあるのみならず、今後、幼児児童生徒本人、保護者等の関係者は、県立学校に対して、率直な意見を述べることを躊躇ちゅうちよし、また、作成者である県立学校は、開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現することとなり、本件行政文書を具体的かつ詳細に記載することが困難となる。そうすると、長期的な視点に立って、一貫して的確に教育的支援を行うことや幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育を行うことができなくなるおそれがあり、結果として、教育委員会の教育指導事務及び学校運営事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 本件異議申立てに係る不開示決定を行った担当課等及びその経緯につ

いて

ア 本件開示請求は、いずれも県立学校に在籍する発達障害等の障害を有する児童生徒等に対する指導助言、個別の教育支援計画・実践に関する文書等を求めているが、仮に各県立学校を単位として、文書の存否を明らかにして開示決定等を行えば、開示するか否かにかかわらず、当該各県立学校において、発達障害等を有すると考えられる児童生徒等が在籍し又は在籍していたか否か（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。

本件存否情報は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、高等学校に在籍する生徒のうち、発達障害等の障害を有する生徒並びに障害種別が知的障害者及び病弱者である幼児児童生徒に対する教育を行う学校を除く特別支援学校に在籍する幼児児童生徒のうち、保護者からの届出によって、医師の診断により発達障害を有するとされている幼児児童生徒が、各県立学校1校当たり多くても数名とごく少数であることから、分類1から分類10までに係るそれぞれの開示請求に対して、仮に本件存否情報が公となれば、当該県立学校の他の幼児児童生徒やその保護者等の関係者にとっては、特異な言動をする特定の幼児児童生徒が存在すること等の他の情報と照合することにより、発達障害等の障害を有する幼児児童生徒を識別することが可能となる。

よって、本件開示請求に対して、各県立学校を単位として、文書の存否を明示して開示決定等を行うことで本件存否情報を明らかにすると、条例第7条第2号本文により不開示情報とされている個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を開示することとなる。

仮に本件開示請求の対象となる各県立学校単位で開示決定等を行うとしたら、本件存否情報を公にしないために条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行うしかない。

イ 一方、条例第7条は、開示請求に係る行政文書に同条各号に定める不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならない旨が規定されており、また、条例第8条は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、部分開示が可能な場合には、部分開示をすべき旨が規定されている。

したがって、149所属の高等学校単位分（平成22年度に特別支援学校で地区校長会を開催しなかった地区の高等学校で、開示請求に対して校長専決により処分する高等学校分は128所属）を教育委員会学習教育部高等学校教育課（以下「高等学校教育課」という。）が、27所属の特別支援学校単位分を教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下

「特別支援教育課」という。)が一括して開示決定等を行えば、本件存否情報及び不開示情報を開示することなく、高等学校及び特別支援学校単位の存否情報等を公にすることができ、また、条例第7条及び第8条の趣旨にも合致する。

以上のことから、教育委員会は、本件開示請求に対して、高等学校教育課が各高等学校分を、特別支援教育課が各特別支援学校分を一括して本件異議申立てに係る不開示決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、前記4(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書

は、いずれも障害を有する実在の幼児児童生徒の障害の実態等が、保護者等の心情や関係者の意見も交えながら、具体的にかつ詳細に記載されたものであると認められることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

本件行政文書はいずれも、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されたものではないと認められることから、同号ただし書イには該当しない。また、本件行政文書が、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書を公にすれば、保護者等及び関係者が県立学校に対して、率直な意見を述べることを躊躇し、また作成者が、開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現することになり、結果として、教育委員会の教育指導事務等の遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

【分類1】平成23年4月25日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 発達障害等を有すると考える児童生徒に対する指導助言が記載されている文書 H22年度 〕	平成23年12月21日	平成23年12月26日	高等学校教育課

【分類2】平成23年4月25日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立高校に対する開示請求 発達障害等を有すると考える児童生徒に対する指導助言が記載されている文書 H22年度 (H22年度に特別支援学校で地区校長会を開催しなかった地区の高校で、開示請求に対して校長専決により処分する高校に限る) 〕	平成23年12月21日	平成23年12月26日	高等学校教育課

【分類3】平成23年5月23日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 個別の教育支援計画・実践に関する文書のうち、医師の診断が発達障害になっている部分のみ H22年度 H23年度 〕	平成23年12月21日	平成23年12月26日	高等学校教育課

【分類4】平成23年5月23日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
個別の教育支援計画 県立特別支援学校に対する開示請求分 個別の教育支援計画・実践に関する文書のうち、医師の診断が発達障害になっている部分のみ H22年度 H23年度	平成23年 12月21日	平成23年 12月26日	特別支援教育課

【分類5】平成23年5月23日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 県立学校に対する開示請求 発達障害を有する児童・生徒に対する指導助言が記載されている文書 H22年度 (適正かつ十分な情報を入手しているものに限る。 H23年4月18日Aさんが乙第10号証で言及している意味している内容のこと)	平成23年 12月21日	平成23年 12月26日	高等学校教育課

【分類6】平成23年7月25日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 県立学校に対する開示請求 発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書	平成23年 12月21日	平成23年 12月26日	高等学校教育課

【分類7】平成23年12月2日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 5 発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書 6 発達障害を有する児童生徒に対する指導助言が記載されている文書 〕	平成23年12月15日	平成23年12月26日	高等学校教育課

【分類8】平成23年6月8日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 他の生徒と容易に区別される、発達障害等により特別な配慮を要する生徒の特有の行動特徴が記載されている文書 H19年度～H23年度 〕	平成23年12月21日	平成24年1月6日	高等学校教育課

【分類9】平成24年1月6日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
県立高等学校分 発達障害を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 発達障害者支援法上の発達障害児に対する指導、助言が記載されている文書 発達障害等を有すると考える児童生徒に対する指導、助言が記載されている文書 (H14年度からH21年度まで) 〕	平成24年1月17日	平成24年2月1日	高等学校教育課

【分類 10】平成 24 年 2 月 16 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
県立高等学校分 個別の教育支援計画及び指導計画の中に 身辺自立に関する記載があるもの (県立学校に対する開示請求 個別の教育支援計画、個別の指導 計画・実践が記載されている文書の うち、身辺自立に関する文書 H23 年度)	平成 24 年 2 月 24 日	平成 24 年 2 月 29 日	高等学校教育課

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 7. 4	諮問
26. 8. 19	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 8. 26	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 5. 8 (第456回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 10. 16 (第470回審査会)	審議
28. 3. 28 (第485回審査会)	審議
28. 7. 15	答申